

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

勤労者の福利厚生に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

民間の勤労者の福利厚生を充実することについて

2 質問の要旨

勤労者の福利厚生充実を目的として、勤労者福祉支援事業を行っているが、何故、この目的を果たす為に湘南勤労者福祉サービスセンターに委託するのか。他の選択肢を含むことで更に効果的かつニーズに合った事業を行うことが出来るのではないか。

そもそも、湘南勤労者福祉センターの運営事業費を負担することは義務なのか。離脱することは可能か。そもそも市とセンターの関係は何か。

公益財団法人湘南産業振興財団とは何か。設立の経緯は何か。市との関係は何か。センターの運営事業費を負担しているが市の要望やニーズはどのようにしてまかなわれるのか。この公益財団法人の役員構成は何か。

この役員らの運営により、勤労者の福利厚生の充実に資することが出来たのか。ハローワークや労働局の講座や労働相談を以てしてもまかなえないニーズが果たしているのか。

ハローワークや労働局と比べた優位性は何か。

見直しを求めるが如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：決算等の認定の可否等に係る為、可及的速やかな答弁を求める。）